

議 事 日 程 (第1号)

平成20年4月28日(月曜日)午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第2号 専決処分報告について
- 専第2号 平成19年度東白川村一般会計補正予算(第9号)
- 専第3号 平成19年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 専第4号 平成19年度東白川村病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程第4 議案第42号 東白川村長期継続契約に関する条例について
- 日程第5 議案第43号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第44号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第7 議案第45号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第46号 東白川村国民健康保険病院医療技術者等研修基金条例を廃止する条例について
- 日程第9 議案第47号 東白川村国民健康保険病院医療設備等整備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第48号 平成20年度東白川村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第49号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第50号 財産の取得について
- (日程追加)
- 日程第13 議長辞職の件
- 日程第14 議長の選挙
- 日程第15 副議長の選挙
- 日程第16 常任委員会委員の選任の件
- 日程第17 議会運営委員会委員の選任の件

---

出席議員(7名)

1番	安江利英	2番	服田順次
3番	今井保都	4番	安倍徹
5番	安江浩	6番	安江祐策
7番	熊澤光介		

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	安江眞一	教育長	安江雅信
参事	今井俊郎	会計管理者	安江清高
総務課長	楯光一	村民課長	安江弘企
産業建設課長	松岡安幸	教育課長	安江宏
診療所 事務局長	安江裕尚		

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	河田孝
-------------	-----

---

開会及び開議の宣告

議長（服田順次君）

ただいまから平成20年第 1 回東白川村臨時会を開会します。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

議長（服田順次君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1 番 安江利英君、3 番 今井保都君を指名します。

会期の決定について

議長（服田順次君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りとすることに決定しました。

報第 2 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第 3、報第 2 号 専決処分報告について、専第 2 号 平成19年度東白川村一般会計補正予算（第 9 号）から専第 4 号 平成19年度東白川村病院事業会計補正予算（第 4 号）までの 3 件を専決処分関連により一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

楯光一総務課長。

総務課長（楯 光一君）

報第 2 号 専決処分報告について。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第 3 項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成20年 4 月28日提出、東白川村長。

記、1．平成19年度東白川村一般会計補正予算（第 9 号）。2．平成19年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）。3．平成19年度東白川村病院事業会計補正予算（第 4 号）。

いずれも別紙でございます。順次御説明をさせていただきます。

専第 2 号 平成19年度東白川村一般会計補正予算（第 9 号）。平成19年度東白川村一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,187万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成20年3月31日、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正、並びに4ページの事項別明細書の1の総括の朗読を省略させていただきます。5ページからお願いします。

2歳入、13款2項2目総務費国庫補助金89万3,000円の追加でございます。説明欄にありますように、アスベスト工事と村民センターの耐震調査につきまして、もともと県補助金でございましたが、国庫補助金への組み替えということでございます。

14款2項2目総務費県補助金89万3,000円の減額。これもただいま申しました組み替えでございます。

10目教育費県補助金、補正額20万1,000円の減額。高校生の通学支援に係ります県振興補助金の実績に伴う減額補正でございます。

18款1項1目繰越金、補正額83万円追加、前年度繰越金でございます。

6ページの19款4項4目雑入、補正額92万6,000円追加でございます。説明欄にありますように、19年中におきました落雷によるCATVの災害保険金が183万6,000円の追加でございます。高校生の通学バスの利用者の負担金につきましては、91万円の減額ということでございます。

3歳出、2款1項1目一般管理費、補正額67万2,000円追加。説明欄にありますように、庁舎用の燃料費としまして灯油と重油の値上がり等によります追加でございます37万4,000円。それから、修繕料のところでは、役場前にあります浄化槽のポンプの修繕というものと、それから庁舎内の配置転換に伴います電話の配線の修繕が発生しましたので、合わせて29万8,000円ということでございます。

10目地域情報化事業費、補正額176万7,000円の追加。これは先ほど申しました19年の落雷による端末機の破損の補充購入ということで、29台分の購入でございます。なお、一般財源につきましては6万9,000円の減ということでございます。

10款1項2目事務局費、補正額88万4,000円の減額。高校生の通学支援に係ります事業費の決算見込みによる減額というものでございます。以上でございます。

議長(服田順次君)

安江弘企村民課長。

村民課長(安江弘企君)

専第3号 平成19年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)。平成19年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,746万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成20年3月31日、東白川村長。

2ページの第1表、それから4ページの事項別明細書の総括を省略させていただきまして、5ページの歳入から説明をさせていただきます。

9款1項1目繰越金、補正額11万2,000円、前年度繰越金でございます。

歳出の方ですけれども、8款1項1目一般被保険者保険料還付金、補正額11万2,000円。保険料の還付金の補正でございます。以上でございます。

議長（服田順次君）

安江裕尚診療所事務局長。

診療所事務局長（安江裕尚君）

専第4号 平成19年度東白川村病院事業会計補正予算（第4号）。

第1条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のように補正する。

1款第3項寄附金13万円の増額で、計が134万円。資本的収入の金額全体で747万円。

次に支出、第1款第3項基金積立金13万円の増額、合計で54万円。資本的支出の合計が747万円でございます。

以上、地方公営企業法第24条第3項の規定により専決処分する。平成20年3月31日提出、東白川村長。

次の2ページですが、平成19年度東白川村病院事業会計補正予算の実施計画は省かせていただきまして、3ページ、平成19年度東白川村病院事業会計補正予算（第4号）予算説明書。資本的収入及び支出。収入、1款3項3目寄附金、補正額13万円。これにつきましては、2件分の寄附をいただいておりますので、その補正でございます。

支出、第1款第3項1目基金積立金、寄附をいただいた13万円につきましては、基金の方へ積み立てるといふ歳出でございます。以上です。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これから、専第2号 平成19年度東白川村一般会計補正予算（第9号）から専第4号 平成19年

度東白川村病院事業会計補正予算（第4号）までの3件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第2号 平成19年度東白川村一般会計補正予算（第9号）から専第4号 平成19年度東白川村病院事業会計補正予算（第4号）までの3件については、原案のとおり承認されました。

議案第42号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第4、議案第42号 東白川村長期継続契約に関する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

楯光一総務課長。

総務課長（楯 光一君）

議案第42号 東白川村長期継続契約に関する条例について。東白川村長期継続契約に関する条例を別紙のとおり提出する。平成20年4月28日提出、東白川村長。

東白川村長期継続契約に関する条例。第1条のところを目的を上げております。地方自治法並びに地方自治法施行令の規定による長期継続契約の締結等に関し、必要な事項を定めることを目的としております。

それから第2条では、長期継続契約の対象としまして4項目ほど上げてあります。事務機器、情報処理機器、車両等の賃貸借に関する契約。それから、保守点検業務の委託に関する契約。それから3としまして、庁舎その他村の施設及び付帯設備等の維持管理業務の委託に関する契約。それから、そのほかに村長が特に認める契約ということでございます。

第3条では、契約期間を定めておりまして、10年を超えない範囲で村長が定めるものとするというものでございます。

第4条では、その他の事項として、特別に必要な事項につきましては村長が定めるというものでございます。

附則として、この条例は平成20年4月1日から施行するということで、この条例の制定によりまして、リース契約、保守点検委託契約等の複数年契約については、これまで毎年更新をしておりましたが、当初の契約した7年なら7年間は更新しなくてもよいということになります。以上でございます。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これから、議案第42号 東白川村長期継続契約に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号 東白川村長期継続契約に関する条例については、原案のとおり可決されました。

#### 議案第43号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第5、議案第43号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

議案第43号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年4月28日提出、東白川村長。

朗読をします。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第13条第2項中「東白川村国民健康保険病院の院長」を「東白川村国保診療所の所長」に改める。

附則、施行期日、この条例は平成20年4月1日から適用する。

病院から診療所への移行に伴う字句の訂正でございます。以上でございます。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

議案第43号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第44号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第6、議案第44号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一。

総務課長（楯 光一君）

議案第44号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例について。東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年4月28日提出、東白川村長。

次のページから全部改正を載せておりますが、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

臨時会の提出議案の新規対照表を2枚ほどめくっていただきますと対照表が出ております。全部改正でございますが、多くには上がっておりませんので、まず改正のところの第2条の種類のところの説明をさせていただきますが、第2条第3項と第4項にあります緊急時出動手当と時間外診療手当、これが2項目新設をさせていただいたものでございます。あとは、現行のところから上に上ってきておる部分がございますが、古い方の第2条の第2項、第4項、第5項、第6項、この四つにつきましては、今回廃止をさせていただくというものでございます。第3条以降につきましては、それぞれのこの第2項の種類についての内容を書いておりますが、病院から診療所への変更等が主でございますので、説明は省略をさせていただきます。

条例の方へ戻っていただきまして、最後のページになりますが、附則としまして、この条例は平成20年4月1日から施行する。以上でございます。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 安倍徹君。

4番（安倍 徹君）

第4条の「勤務する医師である職員が」というくだりですが、これはどういうふうに理解をすれ

ばいいんですか。例えば、午前の場合は勤務時間以外にという項目が入っておりますが、4条にはその規定がないわけですが、これはどういう場合にどういうふうでなるとこうなるわけ、診療、検診、検査というものは通常の業務でもあるわけですが、この辺についてお願いします。

議長（服田順次君）

診療所事務局長。

診療所事務局長（安江裕尚君）

今の御質問でございます。4条ですが、医師手当ということで、現在の支給されている額をそのまま上げておる金額でございます。医師手当ということで現在もあるということです。

〔挙手する者あり〕

議長（服田順次君）

4番 安倍徹君。

4番（安倍 徹君）

この条例は特殊勤務手当でしょう、条例としては、そこはどういう意味、ちょっともう一度、再度説明を。

議長（服田順次君）

参事。

参事（今井俊郎君）

ただいまの質問についてお答えをいたします。

医師手当というのは、医師確保のために今普通の給料のほかに払うということで、通常、民間の医師よりも公務員の場合は給料が低いというようなことで、これは国の方も認めておるところであるかと思いますが、従来からこの手当は35万円の範囲内ということで支払われておる手当でございます。新たにふえたものは、その後の緊急時出勤手当と時間外診療手当になりまして、この手当は村長が定める額ということで、自治医大の医師については今15万、院長については35万という形で支払われている手当でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（服田順次君）

1番 安江利英。

1番（安江利英君）

この件に関しましては、僕はいつも言っております院長と診療所長の差ということになるかと思えますけれども、今これだけ出してもらってここで決めよということは、僕はもうちょっと調べさせてもらって中身を吟味したいと考えていますが、いかがでしょうか。

議長（服田順次君）

村長。

村長（安江眞一君）

ただいまの御質問ですが、この第4条については、これは今までのものが今度また診療所になっ

でも同じように払うよということでございます。特殊勤務ということに表題はなっておりますが、特に今度新しく診療所になったということで、夜勤等がなくなるわけございまして、もし患者さんが夜もしものことがあったという場合に連絡をして来ていただいた場合に、第5条において緊急のときには1回幾らで払いますよというのを今後ここに新しくなるわけでございますが、今までのものを診療所になったから新しく考えた方がいいんじゃないかという御意見はわかるわけでございますが、私としては今までどおり払っていきたいと思っておるところでございますので、ひとつできれば御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（服田順次君）

1番 安江利英。

1番（安江利英君）

村長の言われることはよくわかりますけれども、24時間体制であったものの待遇と、土・日休みになったときにここに住んでみえればいいですよ。各務原に帰られたときに対応できるかといったら、一々出てきてもらうというようなことはすごいギャップがあると思うんです、ここにおるのとおらないのとでは。そこまで考えたときに、このまま同じようにやるよというのは、いろんな面を考えたときに100%だめだという言い方をしておるわけじゃないんですけど、おかしいじゃないかという提案をしておるわけなんです。皆さんがいいと言われればいいんですけども、僕はやっぱり確かに医師不足でもあるし、どうしようもない面もあるかと思えますけれども、多少の見直しはかけるべきじゃないかというのが僕の本音ですので、御理解をいただきたいと思います。

議長（服田順次君）

村長。

村長（安江眞一君）

見直しというか、当然診療所になりますので24時間体制ではなくなるわけで、その部分は全部カットになるわけです。それで、医師としての手当が35万ということになりますので、結局診療所になってカットする分と、その上に今まで払っておったものもカットするということをやらない予定であるわけですが、院長としてはそれでも結局、例えばみとりの患者が夜ぐあいが悪くなったと、当然間に合わんかもしれないが来るよということでございますので、その分は別に払うということで、それが今までの分よりオーバーするということはないだろうと思えますが、今までの体制でやっておったものが格段に医師の収入としては減るわけございまして、その辺の補てんはしたいと思っておりますし、今まで医師としての支払っていた分については今までどおり払っていくのが筋ではないかなあということを考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（服田順次君）

3番 今井保都君。

3番（今井保都君）

私は、村民の方の見方からすれば、24時間体制でなくなって、なおかつ3番、4番の項目ができて、これは患者さんが先生にかかっているということを考えますと、どうしてもこれは緊急の場合ということになりますので、患者さんであるがゆえに先生も良心的にわざわざ出てきてくれるということでございますので、村民の側からすればありがたいことだし、経費はかかりますけれども、一応こういう項目があっても最低限度の医療体制ができるんじゃないかと思って理解をしておるところでございます。

議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第45号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第7、議案第45号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第45号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年4月28日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきますと、条例を出しております。この改正につきましては、戸籍法が改正をされまして、個人情報の観点から戸籍の公開制度の見直しを行いまして、戸籍の謄抄本の交付を制限するようになりました。手数料条例につきましてはこれを引用しておりますので、事務の内容の見直しを行うものでございます。

新旧対照表を出しておりますので、新旧対照表の方で説明させていただきますけれども、最後が

ら3枚目になりますけれども、東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例の新旧を上げております。

別表の中で手数料の事務の種類とか内容を上げておりますけれども、事務の内容のところ、1でございますけれども、ここでは戸籍謄抄本の手数料1通につき450円もらうというものでございますけれども、先ほど言いましたように、戸籍法の請求を制限するというので、改正前ですけれども、改正前の事務の内容のところ10条の1項というふうになっていました。これにつきましては、不当な目的でないことというふうに一本になっておたわけですけれども、上の方の改正案のところでは、10条の第1項、それから第10条の2第1項から5項というふうになっております。10条の2の1項から5項というのが第三者ということでございます。2の1は第三者、それから2項では、国・地方公共団体の請求、それから3では士業のことを言っております。士業というのは、弁護士、司法書士、調査士、税理士というようなものの士業のことを言っております。それから、4項については士業の業務、どういう場合は請求できるかということ言っておりますし、それから5項では特に弁護士の業務、どういう業務についてできるかということ言っております。その次にあります120条というのは、記録事項証明ということですが、前段の部分は紙の戸籍のことを言っておりますし、後段の120条のところでは磁気ディスクで調整したもの、東白川村ですと磁気ディスクで調整したものになっております。126条ですけれども、これは学術研究のための情報提供というようなことが新たに追加をされております。

次のページになりますけれども、事務の内容のところ2でございますけれども、これは戸籍の記載事項証明、単独で例えば氏名とか生年月日とか父母の氏名というようなものを単独で証明する場合に350円いただくということで、2のここでも1と同じような改正がされておりますし、事務の内容の3のところでは、除籍の謄本・抄本のことを言っております。1通750円でございます。

次のページに行くと4項のところでは、除籍の記載事項証明、除籍になった部分の氏名とか生年月日のことを言っていますし、事務の内容の5のところでは、各種届け出の受理・不受理の証明のことを言っております。1通につき350円という改正でございます。戸籍の交付に当たって、第三者に対する場合に制限を設けるという改正でございます。

もとへ戻っていただいて、条例の附則のところ、この条例は平成20年5月1日から施行するというので、法の改正に伴って行うものでございます。以上です。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第46号及び議案第47号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第8、議案第46号 東白川村国民健康保険病院医療技術者等研修基金条例を廃止する条例についてから日程第9、議案第47号 東白川村国民健康保険病院医療施設等整備基金条例の一部を改正する条例についてまでの2件は、診療所関連により一括して議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長 安江裕尚君。

診療所事務局長（安江裕尚君）

議案第46号 東白川村国民健康保険病院医療技術者等研修基金条例を廃止する条例について。東白川村国民健康保険病院医療技術者等研修基金条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。平成20年4月28日提出、東白川村長。

次のページを朗読させていただきます。

東白川村国民健康保険病院医療技術者等研修基金条例を廃止する条例。東白川村国民健康保険病院医療技術者等研修基金条例は、廃止する。

この条例につきましても、平成10年度に510万円ほどの基金がありましたので、それを積み立てて現在まで研修等の方に使わせていただいて、今回19年度ですべて取り崩してゼロになったということで、今回廃止をするものでございます。

附則、施行期日、この条例は公布の日から施行する。

続きまして、議案第47号 東白川村国民健康保険病院医療設備等整備基金条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険病院医療設備等整備基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年4月28日提出、東白川村長。

この条例につきましても、新旧対照表を載せておりますので、対照表の一番最後のページをお開きいただきたいと思っております。

この条例につきましても、第1条につきましても、名称変更等で東白川村国保診療所に変更させていただきます。4条、5条につきましても、運営収益の処理ということで、これは会計が変わりましたので国保診療所特別会計予算ということで変更をさせていただくものでございます。

条例に戻っていただきまして、附則、施行期日、この条例は平成20年4月1日から施行する。以

上でございます。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号 東白川村国民健康保険病院医療技術者等研修基金条例を廃止する条例についてから、議案第47号 東白川村国民健康保険病院医療設備等整備基金条例の一部を改正する条例についてまでの2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 東白川村国民健康保険病院医療技術者等研修基金条例を廃止する条例についてから、議案第47号 東白川村国民健康保険病院医療設備等整備基金条例の一部を改正する条例についてまでの2件については、原案のとおり可決されました。

議案第48号及び議案第49号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第10、議案第48号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第1号）から日程第11、議案第49号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの2件は、補正関連により一括して議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

議案第48号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第1号）。平成20年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ136万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,363万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成20年4月28日提出、東白川村長。

2ページの第1表の歳入歳出予算補正、並びに5ページの事項別明細書の1の総括の朗読を省略させていただきます。

6ページからお願いします。2歳入、18款1項1目繰越金、補正額167万3,000円の減額、前年度の繰越金でございます。

19款4項4目雑入、補正額30万8,000円追加、消防団員退職報償金1名分の歳入でございます。

7ページをお願いいたします。3歳出、2款1項1目一般管理費、補正額571万円の減額でございます。説明欄にあります、職員1名が総務課から教育委員会への異動によります人件費の組み替えでございます。

5目財産管理費、補正額32万円の追加でございます。学校用のグループウェアのリース終了に伴う新規リース料の追加と、庁舎2階のプリンターの故障に伴うページプリンター1台購入の備品購入費でございます。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額82万2,000円の減額。ここは説明にあります子育て支援事業の職員の異動によります減額でございます。

8ページの2目の認可保育所費、補正額104万4,000円の追加。ここも、みつば保育園の職員と、先ほどの子育て支援との人事異動によります人件費の組み替えでございます。なお、この差額につきましては、共済費につきましては料率改定をしております、子育て支援は1名ですし、認可保育所の方は複数人がおる関係でふえております。

4款1項5目環境対策費、補正額121万円の追加でございます。臨時雇用のパート職員の教育総務費からの移動に伴うものでございます。

9ページへ入りまして、6款1項1目農業委員会費、補正額27万円追加。扶養家族の発生に伴う手当等の増加でございます。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額6,000円の追加でございます。説明欄にありますように、濃飛建設職業訓練校の構成企業数の1社減による分母が少なくなったということで、6,000円の負担金がふえたというものでございます。

8款1項2目地籍調査費、補正額はゼロでございますが、説明欄にありますように、委託料と備品購入費の中で事業の中での組み替えということで、地籍調査用パソコン2台の8年経過による老朽化に伴う更新ということで組み替えをしております。

10ページに入りまして、8款2項1目道路橋梁維持費、補正額45万5,000円追加。ここは工事請負費でございまして、五加富士屋スタンド跡地の角の側溝改良工事の工事費でございます。

9款1項1目非常備消防費、補正額38万8,000円追加。これは、4月5日に大明神地内で発生しました火災への出動手当53人分と、消防団員の退職報償金1名分でございます。

それから11ページへ入りまして、10款1項2目教育委員会の事務局費でございます。補正額が74万8,000円の追加でございます。職員の1名退職と、村民課からの異動による人件費の移動、さらにはパート職員の村民課への異動によります組み替えによるものでございます。

10款2項1目学校管理費、補正額72万6,000円追加。これは、バス車庫前駐車場の排水対策工事

ということで、陥没によりまして排水管が詰まっているということで、一つ目としまして有孔管の埋設、それから二つ目に山水の排水対策、三つ目に池の排水対策、そして四つ目に表層の舗装という工事費でございます。以上でございます。

議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江裕尚君。

診療所事務局長（安江裕尚君）

議案第49号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）。平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ492万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,707万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成20年4月28日提出、東白川村長。

2枚目の第1表、それから4枚目の事項別明細書は省かせていただいて、5ページ目の歳入、5款2項1目医療設備等整備基金繰入金、補正額10万円。これにつきましては、医療設備等整備基金の繰り入れを10万円行うものでございます。

それから、7款1項1目雑入、補正額502万3,000円の減額。雑入の二つの項目で、看護師研修先負担金の1人分の200万円の減、それから病院事業会計の引き継ぎ金の302万3,000円の減ということでございます。

続きまして、歳出でございます。これにつきましては、1人分の研修負担金の財源の変更ということで上げております。それから、備品の方を購入する項目でございます。

2款1項1目医業費、補正額492万3,000円の減。これにつきましては、給与費1名分でございますが、給料、それから手当、共済については1名分の給料の減額をさせていただきます。これにつきましては、研修先の方から給料は支払われるということで減額をさせていただきます。

それから、18備品購入費31万円。これにつきましては、給食室の空調機を購入するという事で上げております。

それから、19の負担金210万円につきましては、看護師の研修負担金の増ということで、これにつきましては、研修の方の足りない部分を負担金としてこちらから払うということになります。給料は向こうから出るんですけど、その分のこちらから払う分がふえてきますので、その組み替えをさせていただくということで210万円の増額ということです。以上です。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

1番 安江利英君。

1番（安江利英君）

看護師さんがよそへ出向したがゆえの組み替えだと思んですが、その差額を計上してあるとい

う考え方でいいですか。それが最終的にマイナスになっておるといふ考え方でいいですか。

議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江裕尚君。

診療所事務局長（安江裕尚君）

今の御質問ですが、今回の補正につきましては、金山病院、公立病院と公立病院ということで、同じ支出項目等が発生しております。そこで、一応研修という形で、当初、金山病院から負担金をいただくという形にしておりましたが、金山病院から給料が支払われるような契約になりましたので、金山病院で給料を支払っていただきますが、全額向こうで払うというものではございませんので、期末手当とか若干こちらから払わなきゃいけない項目ということで契約のときに取り決めさせていただきまして、その分を反対にこちらから金山病院の方へお支払いするという組み替えになったということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（服田順次君）

1番 安江利英君。

1番（安江利英君）

ちょっとあまりわかってわからないけど、要するに今までこの病院で払っておったものを、今度出ていったときに金山病院から払ってもらうのか。僕の考えだと金山病院が安くてうちの方がちょっとはつけてやるという感覚だと思うけれども、それは正しいでしょうか。それで、結局帳消しならここで同じ数字で組み替えて必要なくなると思うんだけど、足らんもんでその分つけたという考え方でいいだろうか。

議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江裕尚君。

診療所事務局長（安江裕尚君）

契約の段階で向こうで支払わなきゃいけない部分というのが、給料とか手当の部分の一部と、向こうの金山病院で払わないという条件というのが、期末手当、通勤費等が生じたので、その部分の負担がうちから出ていく。実際には、当初に比べてうちから出す負担金等は少なくなっているという状況で、金山病院の方からたくさんいただくという形になってはきております。

議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 安江浩君。

5番（安江 浩君）

小学校の工事請負について、バス駐車場の排水工事のことですが、これは以前からもずっとあの地域の地下水系やら排水関係、あるいは道路の陥没等でるあったことで、こういう工事の従前の調査というか、地下の水系や軟弱な土地の、そういったことが原因できておるんじゃないかと思う

んですが、そういったところの調査をしっかりと、半永久にこういった修繕等が、同じような形のもので出てこないという当初の設計の問題も含めて、今年度まだ校舎の大改善の計画もされておりますが、そういった事前の長持ちをする工事というものが、たびたび起こらないような対策というものをよく協議してもらいたいと、希望的な意見ですがお願いしたいと思います。

議長（服田順次君）

教育長。

教育長（安江雅信君）

ただいまの質問ですけれども、おっしゃるとおりでございます。特に、小学校の敷地の中で校舎部分につきましては、前回協議会の折に少し話させていただきましたように、設計業者の見る範囲内では地盤の動き等はとまっておって、校舎のクラック等はこれ以上開いていくようなことはまずないよということでございましたけれども、特に今おっしゃっております小学校の車庫周辺につきましては、従前から陥没等が発生をいたしておりました。これにつきましては、前回、初めてでしたけれども、調査費といいますが、試掘の予算を認めていただきまして、現場の方を試掘させていただき、当面しのげる形の部分で今回の補正をさせていただくというものでございます。ただ、あそこの地形につきましては、坂のあるところは埋め土になっておりますことと、もともとの排水は、スキーのゲレンデがあるところに沢が来ておりますけれども、その水量分を地下のヒューム管でずっと引っ張って、曲坂から来たところにあります小学校の実習田の下をさらに通っていったらというような現地の状況になっております。いずれにしても、先回お認めをいただきました調査費で試掘をして現場を確認させていただきまして、今回の補正の段取りをさせていただきましたので、御承知おきをいただきまして、ちょっと詳細につきましては課長の方から説明をさせていただきます。

議長（服田順次君）

教育課長。

教育課長（安江 宏君）

それでは、今回の工事の概要をもう少し説明をさせていただきます。

教育長が申しましたように、3月議会において補正をお認めいただきまして、車庫前駐車場に発生しました陥没原因を試掘により究明しようと、春休みに入ったタイミングで業者に試掘をお願いしました。その結果、排水ますの深さ1.5メートルの位置で埋められていた排水管、土管ですが、約9メートルほど延長、掘り進めまして見たところ、土管はすべて詰まった状態でした。8本ですが、その8本のうち、つなぎの部分でずれているのが4カ所ほどありました。考察としまして、詰まりが原因で排水機能を果たしていないことが判明しました。これが原因で降雨量の多い出水時には山砂を伴うものが排水ますからあふれ出て、行き場をなくした水が土管と舗装の下面との間で遊水となって浸食をしていたため陥没を引き起こす原因となったものです。今回の実施方法につきましては、現在の排水管を、総延長45メートルほどになるわけですが掘り出して、管を洗い出して水が通るように全面改修をするのか、ほかの方法で対処するのか、産業建設課長補佐、それ

から村長、教育長、バスの運転手さん、それから試掘作業者と現場で検討を重ねた上で今回の方法で対処することにしました。

排水ますに入っていた水を入らないようにする方法として、総務課長が説明した三つの方法を採用します。一つは、山水は既設のU字溝にV Pで2.1メートルほど敷設をして処理する。二つ目の、防火水槽からオーバーフローしてますへ入っている水は、防火水槽から1.3メートルの高さのところ穴をあけてV P管で既設のU字溝に排水処理する。水槽の水抜きは閉鎖して、別途水中ポンプ等で運転手さんの作業等で対処することとしました。三つ目として、U字溝下のわき水があるわけですが、これを今3メートルの有孔管でますに落としておるわけですが、これをますへは入れないでスクールバス車庫裏まで約27メートルほど延長して排水するような、80パイの有孔管を敷設することにしました。その先は、ポリホースで18メートルほど実習田の上のU字溝まで延長しまして排水処理することとしました。有孔管は遊水処理する決め手と考え、土管を再埋設するより安価で対応できるとの判断から今回の選択とさせていただきます。水処理とは別に、駐車場の舗装整備として有孔管埋設箇所、それと試掘をする場所、それとバス車庫前の舗装部分の傷みの激しい部分につきまして136平米ほどの面舗装を実施する内容が今回の補正のお願いする部分でございます。以上でございます。

議長（服田順次君）

村長。

村長（安江眞一君）

ちょっと補足をいたします。

今のお話ですと、ほとんどおわかりにならなかったんじゃないかと思いますが、理屈は今言ったとおりでございますが、簡単に申し上げますと、今、車庫のそばというよりは、水槽のそばからずっと明渠になった排水溝がございます。それに流れ込むべきものは全部それに流すということです。そして、そのU字溝より低いものが一部あるわけですが、それを管によって埋めていくと。それで今の排水を整備するということです。ただ、今まではそれを全部集めて地下に埋めてあったヒューム管で排水しておりましたが、試掘したところ全部砂で詰まっております、これは試掘ですので全部掘るととんでもないことになるわけですが、それを全部やり直すとなるとすごい金がかかるわけですので、安価な方法として今のような説明をしたようにするということです。これで半永久的に大丈夫だということは保証はできません。これはまた特に軟弱なところを埋め立てておりますので、ただ見えるところを今度は水が行くよということですので、ひとつ御理解をいただきたいと思いますが、これによって完全になるとは、私もちょっと心配ではございますが、本当は全部やり直して大きな管を埋めるのがいいとは思いますが、なかなかそれができないというのが現状でございます。

議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第1号）から、議案第49号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第1号）から、議案第49号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの2件については、原案のとおり可決されました。

議案第50号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第12、議案第50号 財産の取得についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第50号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成20年4月28日提出、東白川村長。

記、1．財産の名称・数量並びに設置場所、名称、パッカー車、数量、1台、設置場所、東白川村神土平地内。

2．取得の目的、既設車両の老朽化に伴う更新取得。

3．取得の方法、指名競争入札。

4．取得予定価格、797万9,475円。

5．購入先、東白川村神土581番地8、今井自動車サービス 今井正英。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

議会は11時から再開をしたいと思います。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

副議長（今井保都君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、服田順次君から議長辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、日程第13として議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定しました。

#### 議長辞職の件

副議長（今井保都君）

追加日程第13、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、服田順次君の退場を求めます。

〔議長 服田順次君 退場〕

書記に辞職願を朗読させます。

議会事務局書記（河田 孝君）

辞職願。

このたび東白川村議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いいたします。平成20年4月28日、東白川村議会議長 服田順次。東白川村議会副議長 今

井保都様。以上です。

副議長（今井保都君）

お諮りします。服田順次君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。服田順次君の議長の辞職を許可することに決定しました。

服田順次君の除斥を解除します。

〔2番 服田順次君 入場〕

服田順次君に議長の辞職が許可されたことを報告します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第14として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第14として選挙を行うことに決定しました。

#### 議長の選挙

副議長（今井保都君）

追加日程第14、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は7人です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番 安江利英君、2番 服田順次君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願

います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

投票漏れなしと認めます。これにて投票を終わります。

開票を行います。

安江利英君及び服田順次君、開票の立ち合いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、今井保都君7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、私、今井保都が議長に当選いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

新議長（今井保都君）

それでは、高いところからではございますが、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは服田議長の後任として議会議長に推挙していただきまして、身に余る光栄に存じます。今は議長としての責任の重さを痛感しているところでございます。議長の使命を果たすべき、まだまだ浅学非才の私ではございますが、議会としての使命を果たすべき誠心誠意頑張りますので、村長さんを初め行政の方々、議員の皆様方の心からの御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、就任のあいさつといたします。本日は、まことにありがとうございました。

続きまして、前議長よりごあいさつをいただきます。

2番（服田順次君）

このたび、私約交代によりまして、議長の退任に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

安江眞一村長のもと、新体制でのこの2年間、議長という重責を務めさせていただきました。まことにありがとうございました。その間、議員の皆様方、また村長、教育長を初め役場職員の皆様方には御支援、御協力をいただきまして、無事大過なく務めさせていただきました。心から感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。今後は、一議員として初心に戻り、東白川村の村政発展のために努力したいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

終わりに、安江眞一村政のますますの発展と次期今井新議長さんの御活躍を御期待申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。本当に長い間、ありがとうございました。

議長（今井保都君）

ここで暫時休憩とします。

5分間休憩をとりまして、11時20分から再開いたします。

午前11時14分 休憩

議長（今井保都君）

それでは、お諮りします。ただいま私が議長就任を受託した時点で副議長の身分は消滅し、副議長が欠けましたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第15として選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第15として選挙を行うことに決定しました。

#### 副議長の選挙

議長（今井保都君）

追加日程第15、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は7名です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に4番 安倍徹君、5番 安江浩君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

投票漏れなしと認めます。これにて投票を終わります。

開票を行います。

安倍徹君、安江浩君、開票の立ち合いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数 7 票、有効投票 7 票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、安倍徹君 7 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票であります。したがって、安倍徹君が副議長に当選されました。

本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知をいたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

それでは、ここで新副議長にごあいさつをいただきます。

新副議長（安倍 徹君）

ただいま副議長の重責に御選出をいただきました。本当にありがとうございました。

大変難しい状態になる大局であります。一生懸命頑張りたいと思います。よろしく御指導、御鞭撻をいただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが就任のごあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（今井保都君）

ただいまの正・副議長の私約交代に伴い、慣例によりまして常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第 16 として常任委員会委員の選任を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第 16 として議題とすることに決定しました。

常任委員会委員の選任の件

議長（今井保都君）

追加日程第 16、常任委員会委員の選任の件を議題とします。

なお、常任委員会については、当議会は総務常任委員会の 1 委員会となっており、全議員が総務常任委員会の委員となります。

お諮りします。総務常任委員会の委員は、東白川村議会委員会条例第 7 条の規定によって、1 番 安江利英議員から 7 番 熊澤光介議員までの全員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を総務常任委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に議員控え室にて総務常任委員会を開き、東白川村議会委員会条例第 8 条第 2 項の規定に

より正・副委員長の互選を行ってください。また、議会報の編集委員も決めてください。

午前11時29分 休憩

午前11時32分 再開

議長（今井保都君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

全員お集まりですので、総務常任委員会の正・副委員長の互選結果及び議会報編集委員の選任結果を書記より報告させます。

議会事務局書記（河田 孝君）

総務常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果並びに議会報編集委員の選任結果を報告いたします。

総務常任委員長に安江浩議員、総務常任副委員長に安江祐策議員。議会報編集委員は、安倍徹副議長、安江利英議員、服田順次議員、熊澤光介議員。なお、議会報編集委員長には、慣例により安倍徹副議長が就任されます。

以上で報告を終わります。

議長（今井保都君）

以上のとおり、総務常任委員会の正・副委員長及び議会報編集委員が決定しましたので、報告します。

また、総務常任委員長には総務民教担当として、総務常任副委員長には産業建設担当としてそれぞれ担当していただきますので、よろしくをお願いします。

お諮りします。常任委員会の再編成に伴い、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第17として議会運営委員の選任を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第17として議題とすることに決定しました。

#### 議会運営委員会委員の選任の件

議長（今井保都君）

追加日程第17、議会運営委員会委員の選任の件を議題とします。

議会運営委員には、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、4番 安倍徹議員、5番 安江浩議員、6番 安江祐策議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、安倍徹君、安江浩君、安江祐策君の3名を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に委員会室において議会運営委員会を開催し、正・副委員長の互選を行っていただきます。  
なお、議長は法第105条の規定に基づき委員会に出席します。

午前11時35分 休憩

午前11時38分 再開

議長（今井保都君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

正・副委員長の互選結果を書記に報告させます。

議会事務局書記（河田 孝君）

それでは、議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選結果を報告いたします。

議会運営委員長に安江祐策議員、議会運営副委員長に安江浩議員、以上のとおりです。

議長（今井保都君）

以上のとおり、議会運営委員会委員の正・副委員長が決定しました。

#### 閉会の宣告

議長（今井保都君）

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。平成20年第1回東白川村臨時会を閉会いたします。

午前11時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

新 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員